

意見書第8号

高次脳機能障害者及びその家族への支援体制の抜本的強化に関する意見書

高次脳機能障害は、交通事故や病気による脳損傷の結果、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、感情・社会的行動障害などの症状が現れるものである。外見からは障害が判別しにくいいため、周囲の理解が得られにくいばかりか、短時間の診察や面談だけでは日常生活の困難さや社会的リスクを十分に把握できないという特有の性質を有している。

現在、高次脳機能障害者支援法に基づき支援体制の整備が進められているが、実際の生活現場では、制度上の評価と実態との間に大きな乖離が生じている。特に、金銭管理の困難や衝動的行動といった社会的リスクがある場合において、高次脳機能障害に特有の病識欠如等により、一般的な意思決定支援の枠組みだけでは具体的な支援や介入に繋がらないケースが少なくない。結果として、本人の生活が脅かされるとともに、家族が精神的・経済的な負担の全てを担わざるを得ない現状がある。

また、運転等の社会的リスクを伴う行動の評価についても、一時的な環境下での認知機能検査等に依存しており、疲労や生活リズムの乱れによる変動が反映されにくい課題がある。家族が抱える負担は限界に達しており、ヤングケアラーとなってしまいう子どもたちへの影響も懸念される。

よって、国におかれては、高次脳機能障害者とその家族が地域で安心して生活を継続できるよう、次の事項について速やかに措置を講じるよう強く要望する。

1 多職種連携による継続的な評価体系の構築

医師の診察に加え、訪問介護・看護、相談支援機関、自治体等が日常生活を継続的に見守る中で把握した情報を、総合的に支援方針や評価へ反映できる仕組みを整備すること。

2 社会的リスクに対する介入指針の明確化

金銭管理の制御困難や衝動的行動、運転適性の判断等について、生活実態に基づいた再評価の仕組みを確立すること。あわせて、本人の尊厳を保護しつつ、家族だけに責任を負わせない地域支援・介入方法を明確化すること。

3 家族支援の拡充

「本人支援」に偏ることなく、家族が担っている生活管理やリスク管理の実態を前提とした支援制度を構築すること。

4 ヤングケアラーを含む多世代への包括的支援

障害者本人のみならず、ケアを担う子どもたちの将来や生活環境を守るため、地域全体で家庭を支える包括的な体制を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月23日

奈良県議会議長 乾 浩之

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
厚生労働大臣 殿